

横浜市営地下鉄横浜駅 B1
飲料自動販売機設置事業者公募要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

平成 27 年 12 月実施

横浜市交通局

目次

I	概要（募集から契約までのスケジュール）	…	2
II	公募要領	…	3
III	入札実施要領	…	11
	資料（質問書等）		
	質問書	…	12
	一般競争入札参加申込書（A区画用、B区画用）	…	13
	横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書	…	15
	別紙「役員等氏名一覧表」		
	委任状（A区画用、B区画用）	…	17
	入札書（A区画用、B区画用）	…	19
	公有財産賃貸借契約書（見本）	…	21
	一般競争入札参加申込書等の提出先、入札実施場所 （交通アクセス）	…	26

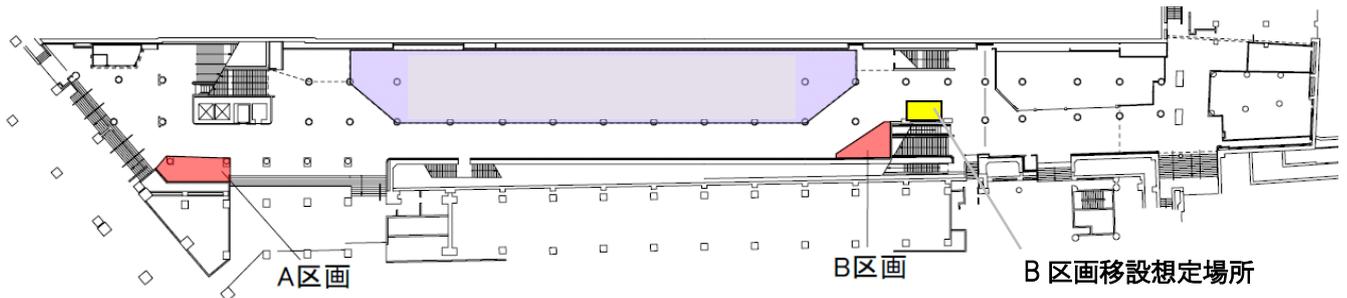
I 概要

横浜市交通局では、市営地下鉄横浜駅地下1階コンコースに設置する飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者について、競争入札による公募を行います。

1 入札物件

- (1) 貸付場所：横浜市営地下鉄ブルーライン横浜駅地下1階コンコース
- (2) 所在地：横浜市西区南幸1-9
- (3) 対象区画：A区画（JR・相鉄連絡改札口側）、B区画（ザ・ダイヤモンド改札口側）
詳細は、別添図面①②参照

- ※ 各対象区画に自販機を4台以上設置すること。
- ※ B区画については、貸付期間中に設置場所が一時的に変更となる可能性があります。



2 公募のスケジュール

公 告	平成27年11月5日（木）
質問受付・回答	受付：平成27年11月5日（木）午前10時から 平成27年11月13日（金）午後5時までに電子メールで質問書を提出 回答：平成27年11月20日（金）までに回答
受 付	平成27年11月25日（水）午前9時から 平成27年12月1日（火）午後5時まで （ただし、正午から午後1時及び土日祝日を除く） ※「 一般競争入札参加申込書 」及び その他必要な書類 を交通局事業開発課へ提出（持参）
申込者の資格審査	※Ⅱ 公募要領「2 入札参加者の資格」を参照
入札参加者の決定	平成27年12月14日（月）まで ※審査結果を申込者へ郵送で通知
入札・開札	平成27年12月17日（木）午後1時30分 【入札場所】横浜花咲ビル7階 交通局会議室 ※「入札書」を提出
借受人の決定	平成27年12月17日（木）
契 約 手 続	平成28年3月31日（木）までに「 契約書 」を交通局事業開発課と締結
貸 付 開 始	平成28年4月1日（金）から

※ 今回の一般競争入札による公募では、対象場所の一部分のみの貸付は行いません。

※ 貸付料の納付は年度毎に行いますので、28年度の貸付料は交通局の指定する期日までに納付します。仮に、当該年度の貸付期間において端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算します。

II 公募要領

1 入札物件

入札物件は、前ページのとおりです。なお、交通局の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市が実施する一般競争入札への参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「自販機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 平成26年度及び平成27年度において、自販機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員でないこと。
- (9) 市有財産への自販機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (10) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

3 公募条件等

(1) 契約締結及び貸付期間

ア 本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結します。
別添「公有財産賃貸借契約書」（見本）を参照してください。

イ 交通局が指定する期日までに、公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約締結します。

(ア) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

(イ) 契約者の名義は、入札者名義で行います。

(ウ) 契約保証金は、免除します。

ウ 貸付期間

(ア) A区画：平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間（更新なし）

(イ) B区画：平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間（更新なし）

※契約後、関係課と協議の上、速やかに自販機を設置してください。

※B区画は、貸付期間中に設置場所が一時的に変更となる可能性があります。

(2) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合は、契約の解除事由となります。

ア 自販機設置運営事業以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(3) 貸付エリア

別添図面①及び②を参照してください(放熱余地及び回収箱の設置部分を含む。)

(4) 販売商品の種類、構成等

ア 種類：酒類を除く飲料とし、缶・ペットボトルなど密閉式容器に入った飲料水とする。

カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこととする。

イ 販売価格：標準販売価格(定価)以下とする。

ウ 横浜市水道局販売飲料「はまっ子どうし」を必ず取り扱うこととするが、取り扱い割合は自由とする。

(5) 自販機の機能等

ア 自販機のラッピングは、コンコース及び周辺店舗のデザインと調和させること。

イ ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自販機を設置すること。

ウ 設置にあたっては、日本自動販売機工業会作成の「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策及び転倒防止対策を行うこと。設置方法について、事前に交通局と協議すること(施工にあたって事前に講習を受ける場合もあります。)

エ ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

オ 交通局の操作により、災害時に飲料を無償提供に切り替えることができる自販機とすること。

なお、災害時において交通局の判断により無償提供に切り替えた場合、設置事業者は自販機内の在庫商品を交通局に対して無償にて提供することとする。

この無償提供の取り扱いについて、設置事業者は貸付契約とは別に、協定を交通局と締結すること。

カ 電子マネーP A S M O / S u i c a に対応した自販機を設置すること。

(6) 費用負担

ア 貸付料

(ア) 入札参加者は、最低入札歩率を30%として、交通局への歩率を入札すること。

落札者は、自販機設置後に発生する自販機の売上(年額・税抜)に落札した歩率を乗じて、消費税及び地方消費税相当額を加算した額と最低保証額(年額・税込)のいずれか高い額を交通局へ納付すること。

A区画の最低保証額(年額)：240万円(税込)

B区画の最低保証額(年額)：130万円(税込)

(イ) 交通局が発行する納入通知書により、指定した期日までに納付すること。

イ 電気使用料

(ア) 自販機の電気使用料は設置事業者の負担とする。

(イ) 設置事業者の負担で自ら個別メーターを設置する。なお、設置にあたっては、交通局の指示に従うものとする。

(ウ) 年度毎に交通局が示す電気料金単価を基礎として電気使用料を算出し、交通局が発行する納入通知書により、指定した期日までに納付すること。

電気事業者や電気料金単価の変更等があった場合は、それに伴い電気使用料も増減する。

ウ 道路占用料

設置事業者は、自販機が占用する面積(1㎡未満端数切上げ)に対し、月額1,100円/㎡(条例等の改正により金額が変更される場合があります。)の道路占用料を別途負担すること(非課税)。

支払い開始時期は、道路占用許可開始日が属する月とし、初年度は年度末までの費用を一括払いで負担し、以後、年度毎に一括前払いで負担すること。

エ 設置費、維持費及び撤去費

設置費用(電源工事費用、通信設備工事費用、支障物の撤去費用、その他搬入にかかる費用)は設置事業者の全額負担とする(電源の区画までの引き込みは交通局が行います。)

現在、A区画内5か所、B区画内4か所に電源コンセントが設置されている(100V・15A)。

また、駅改修等に伴い自販機の移動・撤去を行う場合にかかる費用も全て設置事業者が負担することとする。

(7) 使用上の制限

ア 商品の搬入について、駅利用者のピーク時間帯は行わないこと。

駅エレベーターの使用については、鉄道利用客の利用が優先であるため、原則禁止となる。やむをえない事情により使用する場合は、使用する台車の寸法、エレベーター防護方法及び搬入体制について、交通局の施設管理部門の承諾を得ること。また、搬入に伴う駐車場は、設置事業者で用意すること。

イ 使用済み容器の回収箱は、原則として自販機1台に1個以上の割合で設置すること。

回収箱内の使用済み容器等はすべて設置事業者の責任で適切に回収・処理し、回収箱から容器等があふれないように対応すること。

回収時には自販機周辺を清掃し、駅構内に放置された空き缶等についても併せて回収すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自販機の商品補充、金銭管理等については、設置事業者が行うこと。

オ 商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

カ 交通局の責によることが明らかな場合を除き、盗難や破損事故等に関して、交通局は一切の責任を負わない。自販機が破損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用については設置事業者の負担とする。

キ その他保守業務を随時行って維持管理に努めるほか、故障その他のクレーム発生時には、設置事業者の責任において即時対応すること。また、自販機本体に販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。

ク 自販機に商品PR、宣伝のシールや案内を貼付する場合は、事前に交通局へ確認すること。

ケ A区画は、避難通路として1.6mの幅員を残して、自販機の配置計画をすること(添付図面①参照)。

コ B区画の階段腰壁前について、自販機等の設置範囲の制限を遵守すること(添付図面②参照)。

サ A区画は、壁及び床、B区画は、階段腰壁について、設置事業者の負担によるボードやシート等の模様替えをする場合があります(添付図面①及び②参照)。

その場合、模様替えの外観、材質及び施工方法については、あらかじめ交通局の承認を得るとともに、貸付契約期間中は維持管理を徹底すること。

模様替えの実施については、現在設置している自販機撤去後に行われる原状回復の状況を踏まえて当局において判断します。

シ 自販機と壁面の隙間へのゴミの投げ込み防止策を講じること。

(8) 鉄道事業等の優先

ア 鉄道事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること(保守点検に伴う終電後夜間時間帯における駅停電は、月1~2回程度あります)。

イ 契約の解除

次の場合は、交通局と事業者との契約を解除することがあります。

(ア) 使用区画を公用または公共の用に供するために必要となったとき

(イ) 交通局の鉄道事業の都合により必要となったとき

(ウ) 事業者が本要領に記載の禁止事項及び使用上の制限等に違反したとき

ウ 損害賠償

(ア) 事業者は、その責めに帰する事由により、駅構内施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、現状に回復した場合は、この限りでない。

(イ) 前号に掲げる場合のほか、事業者は、当局が認める条件を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。

(9) 売上げ金額の報告

四半期に1度、設置自販機ごとの売上げ金額の報告を行うこと。

4 申し込み方法等

(1) 入札参加申込書等の提出

ア 提出期間 平成27年11月25日(水)から平成27年12月1日(火)まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時及び土日祝日の終日を除く)

イ 提出場所 横浜市西区花咲町六丁目145番地 横浜花咲ビル7階

横浜市交通局事業開発課

※来庁される際のアクセスは、本要領26ページをご確認ください。

ウ 提出方法 持参。※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

来庁に際しては、電話予約をしてください。連絡先は以下となります。

来庁時の連絡先：横浜市交通局事業開発課 資産活用担当

電話番号 045-326-3837

(2) 申込に必要な書類(すべて原本1部ずつ)

ア 申込者が法人の場合 ※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

(ア) 一般競争入札参加申込書(様式2)

(イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

(ウ) 代表者の印鑑登録証明書

(エ) 納税証明書

① 法人税、消費税及び地方消費税：納税証明書「その3」又は「その3の3」(未納税額のないこと
の証明書)

② 法人市民税：納税証明書(直近2年分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額)

(オ) 決算関係書類(貸借対照表、損益計算書等)の写し(直近2年分)

(カ) 自販機設置運営事業実績(横浜市内公共施設での代表的な設置事例について、設置台数、売上
高等 ※書式自由)(過去3年度分(平成24年4月1日から平成27年3月31日まで))

横浜市内での実績がない場合は、その他の設置事例でも可とします。

(キ) 設置を希望する自販機のカatalog

(ク) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)

イ 申込者が個人の場合 ※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

(ア) 一般競争入札参加申込書(様式2)

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 納税証明書

① 申告所得税、消費税及び地方消費税：納税証明書「その3の2」(未納税額のないこと
の証明
書)

② 個人市民税(平成25年及び平成26年の2年分)

(エ) 破産者でないことの証明書(身分証明書)

(オ) 登記されていないことの証明書(成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書)

(カ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直近決算2年分)

(キ) 自販機設置運営事業実績(横浜市内公共施設での代表的な設置事例について、設置台数、売上
高等 ※書式自由)(過去3年度分(平成24年4月1日から平成27年3月31日まで))

横浜市内での実績がない場合は、その他の設置事例でも可とします。

(ク) 設置を希望する自販機のカatalog

(ケ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)

(3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4(2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

平成27年11月5日(木) 午前10時から平成27年11月13日(金) 午後5時まで

(2) 質問書提出方法

質問書(様式1)を電子メールでの送付とします。

※持参、郵送、ファックス及び電話による受付はできません。

送付先：交通局事業開発課資産活用担当 kt-jigyokaihatu@city.yokohama.jp

(3) 回答予定日

平成27年11月20日(金)までに、電子メールで回答いたします。再質問は認められません。

質問及び回答の要旨は交通局HPに掲載します。

ご注意：件名を【市営地下鉄横浜駅B1飲料自動販売機公募に関する質問】としてください。

質問書の様式は「様式1」を使用してください。

6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、平成27年12月14日(月)までに、申請者あてに結果を書面で通知します。

当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 平成27年12月17日(木) 午後1時30分から

場所 横浜花咲ビル7階 交通局会議室 (横浜市西区花咲町六丁目145番地)

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札金額

入札は、交通局への歩率を記入してください。

ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書(様式5)を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低歩率以上で最高の歩率をもって入札した者を落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない横浜市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

ウ 入札結果は、その場で落札者についての次の内容を公表します。

(ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札歩率」

(イ) 個人が行った入札：「個人であること(氏名の公表は行いません)」及び「入札歩率」

エ 落札者、落札歩率については、交通局HPにおいても公表します。

オ 再度入札は実施しません。

カ 受付期間は、本要領2ページ「2 公募のスケジュール」の「受付」に表示された期間とします。
受付期間である平成27年11月25日(水)午前9時から平成27年12月1日(火)午後5時までに応募申込がない場合は、平成27年12月4日(金)午前9時から平成27年12月10日(木)午後5時まで、先着順による申込み(最低入札歩率以上の歩率を提示)を受け付けます。

受付期間中に応募申込がなく、先着順となった場合は、交通局HPによりお知らせします。

先着順の場合、それぞれの日の受付開始時点(午前9時)において申込者が複数ある場合は、最高の歩率を提示した申込者と契約を締結します。なお、同率である場合はくじにより決定することとし、申込者がくじを引かないときは、交通局の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。

(4) 次順位者の決定

ア 交通局が示す最低歩率以上の最高歩率の入札の次順位に当たる入札をした者は、次順位者として取り扱います。

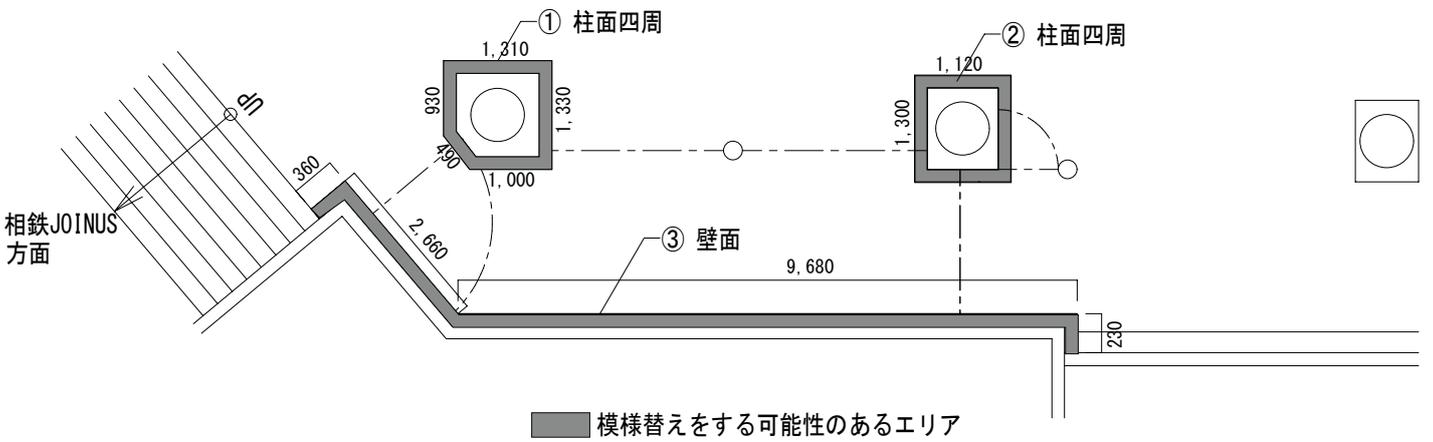
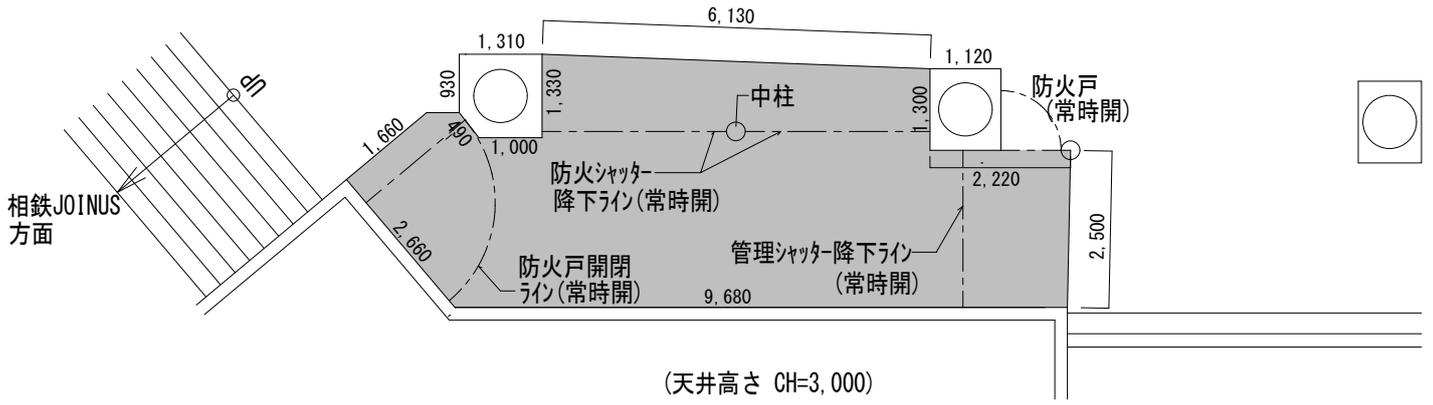
イ 落札者が落札決定の日から平成28年2月29日(月)までに公有財産賃貸借契約を締結しない場合は、次順位者と契約を締結する手続きに移行します。

ウ 次順位者となるべき入札をしたものが2者以上あるときは、直ちにくじによって次順位者を決定します(くじによる落札者の決定方法に準じます)。

(5) 自販機設置の手続等

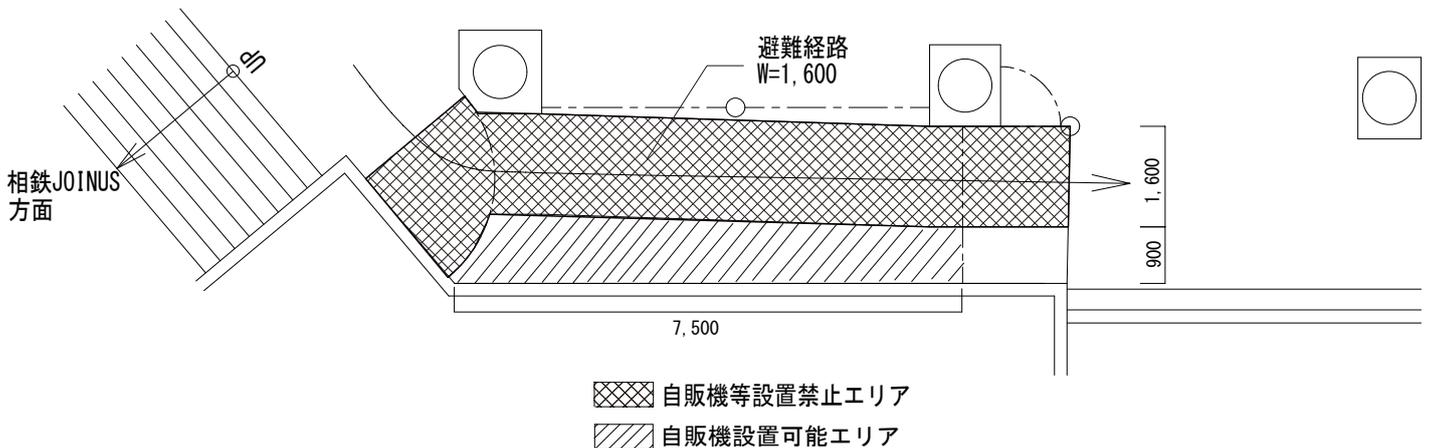
契約締結後、借受人は平成28年4月1日から、設置場所で自販機設置運営事業を開始できるよう、自販機設置のための準備を行っていただきます(既設の自販機については、現行の自販機設置事業者が平成28年3月31日の夜までに撤去していただきます)。

1 位置図

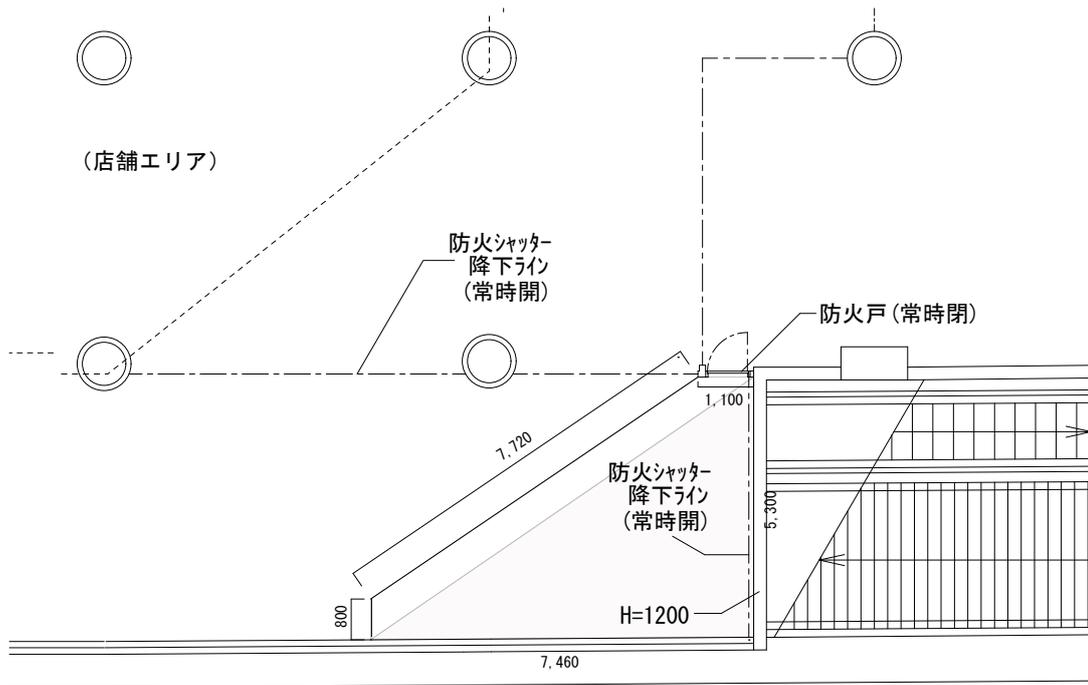


※模様替えの実施については、現在設置している自販機撤去後に行われる原状回復の状況を踏まえて当局において判断します。

2 自販機設置可能エリア

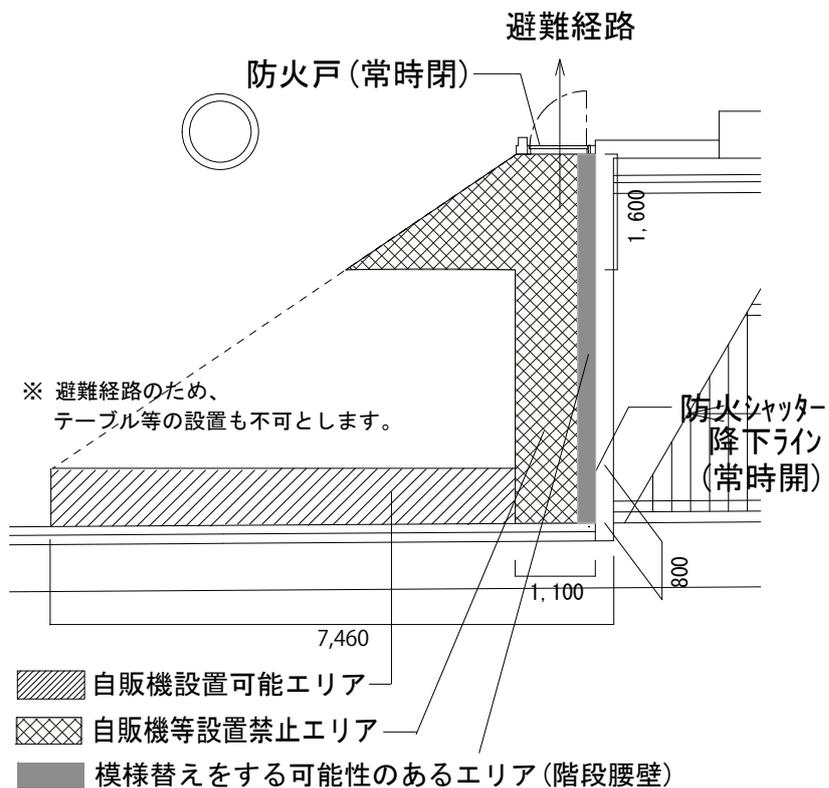


1 位置図



※模様替えの実施については、現在設置している自販機撤去後に行われる原状回復の状況を踏まえて当局において判断します。

2 自販機設置可能エリア



Ⅲ 入札実施要領

- 第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（見本）及び本要領を熟読の上、入札してください。
- 第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状（様式4）を提出してください。
- 第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。
- 第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また歩率の記入は算用数字を使用してください。
- 第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。
- 第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
 - 2 入札参加申込書を提出していないもの
 - 3 郵送をもって入札書を送付してきた者
 - 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
 - 5 最低入札歩率を下回る歩率の入札
 - 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした者
 - 7 入札書に所在及び名称の記入及び押印のないもの
 - 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
 - 9 入札書に歩率の記入がないか、歩率を訂正したもの
 - 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
 - 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの
- 第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、交通局の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。
- 第9条 落札者は、最低入札歩率以上の歩率で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同率の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。
この場合入札者がくじを引かないときは、交通局の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。
- 第10条 落札者が交通局の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。
- 第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）、横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）、横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）、横浜市交通局公有財産規程（平成14年10月25日交通局規程第9号）の定めるところにより処理します。

質 問 書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
FAX番号

実印

質問事項	質問内容

(提出先) 交通局事業開発課
電話 045 (326) 3837

一般競争入札参加申込書

A区画用

申込日 平成 年 月 日

 横浜市交通事業管理者
 加賀 生雄

 申込人 住所(又は所在)
 氏名(又は名称)
 (代表者名)

実印

 代理人 住所(又は所在)
 氏名(又は名称)
 (代表者名)

実印

 担当者氏名
 電話番号

FAX番号

平成27年12月17日執行の市営地下鉄駅構内への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札に参加したいので、現地確認し、横浜市営地下鉄横浜駅B1飲料自動販売機設置事業者公募要領を了承のうえ、入札参加を申し込みます。

【入札参加物件】

所在地 施設名	設置台数
横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 A区画	○台

【添付書類】※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

法人の場合 (1) 商業登記簿謄本

(2) 代表者の印鑑登録証明書

(3) 納税証明書

① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

② 法人市民税の納税証明書(直近2年分)

(4) 決算関係書類(貸借対照表、損益計算書等)の写し(直近2年分)

(5) 飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分)

(6) 設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

(7) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)

個人の場合 (1) 印鑑登録証明書

(2) 納税証明書

① 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

② 個人市民税の納税証明書(平成25年及び平成26年の2年分)

(3) 破産者でないことの証明書(身分証明書)

(4) 登記されていないことの証明書

(成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書)

(5) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直近決算2年分)

(6) 飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分)

(7) 設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

(8) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)

一般競争入札参加申込書

B区画用

申込日 平成 年 月 日

 横浜市交通事業管理者
 加賀 生雄

 申込人 住所(又は所在)
 氏名(又は名称)
 (代表者名)

実印

 代理人 住所(又は所在)
 氏名(又は名称)
 (代表者名)

実印

 担当者氏名
 電話番号

FAX番号

平成27年12月17日執行の市営地下鉄駅構内への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札に参加したいので、現地確認し、横浜市営地下鉄横浜駅B1飲料自動販売機設置事業者公募要領を了承のうえ、入札参加を申し込みます。

【入札参加物件】

所在地 施設名	設置台数
横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 B区画	○台

【添付書類】※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

法人の場合 (1) 商業登記簿謄本

(2) 代表者の印鑑登録証明書

(3) 納税証明書

① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

② 法人市民税の納税証明書(直近2年分)

(4) 決算関係書類(貸借対照表、損益計算書等)の写し(直近2年分)

(5) 飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分)

(6) 設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

(7) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)

個人の場合 (1) 印鑑登録証明書

(2) 納税証明書

① 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

② 個人市民税の納税証明書(平成25年及び平成26年の2年分)

(3) 破産者でないことの証明書(身分証明書)

(4) 登記されていないことの証明書

(成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書)

(5) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直近決算2年分)

(6) 飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分)

(7) 設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

(8) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)

横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

誓約者
住所

氏名 実印
(法人の場合は、団体名及び代表者の職氏名)
TEL

横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

私（法人の場合、法人及び役員）は、横浜市が横浜市暴力団排除条例（以下「市条例」という。）に基づき、公有財産の売買契約、無償譲渡契約及び交換契約に関する事務から、市条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項若しくは第2項に違反する者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

(1) 私（法人の場合、法人及び役員）は、次に掲げる者ではありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）

イ 横浜市が実施する一般競争入札への参加停止及び指名停止措置を受けている者

ウ 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始がされている、特別清算手続その他の清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

オ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

キ 国税及び地方税を滞納している者

(2) 横浜市が別紙「役員等氏名一覧表」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、入札申込後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。

<別紙>

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員等

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

本様式に記載された情報を応募資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名

代表者職・氏名

実印

委 任 状

A区画用

受任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の市営地下鉄駅構内への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札に係る一切の権限

物 件	横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 A区画
-----	------------------------------

平成 年 月 日

委任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

添付資料 資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表事項証明書等）及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑登録証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

委 任 状

受任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の市営地下鉄駅構内への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札に係る一切の権限

物 件	横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 B区画
-----	------------------------------

平成 年 月 日

委任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

添付資料 資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表事項証明書等）及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑登録証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入 札 書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

入札者 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名) 実印

代理人 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名) 実印

一般競争入札による市営地下鉄駅構内への飲料自動販売機設置について、「横浜市営地下鉄横浜駅B1飲料自動販売機設置事業者公募要領」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物 件	横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 A区画
-----	------------------------------

歩 率							
-----	--	--	--	--	--	--	--

【注意事項】

- 1 入札は、交通局への歩率を記載してください。
- 2 入札する歩率は、左詰め、かつアラビア数字で記入し、数字の最後に必ず「%」を記入してください。
入札する歩率に小数部がある場合は、小数点第2位までを記入してください。
なお、小数点は、1字として記入してください。
- 3 入札する歩率を書き損じた入札書は、無効となります。
- 4 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 5 代理人の方が入札される場合は、委任状が別途、必要となります。
- 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 7 実印を押印してください。

入札書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

入札者 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名) 実印

代理人 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名) 実印

一般競争入札による市営地下鉄駅構内への飲料自動販売機設置について、「横浜市営地下鉄横浜駅B1飲料自動販売機設置事業者公募要領」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物 件	横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 B区画
-----	------------------------------

歩 率							
-----	--	--	--	--	--	--	--

【注意事項】

- 1 入札は、交通局への歩率を記載してください。
- 2 入札する歩率は、左詰め、かつアラビア数字で記入し、数字の最後に必ず「%」を記入してください。
入札する歩率に小数部がある場合は、小数点第2位までを記入してください。
なお、小数点は、1字として記入してください。
- 3 入札する歩率を書き損じた入札書は、無効となります。
- 4 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 5 代理人の方が入札される場合は、委任状が別途、必要となります。
- 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 7 実印を押印してください。

公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在
横浜市西区南幸1-9 市営地下鉄 横浜駅地下1階 ○区画

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとりの用途（飲料自動販売機設置運営事業）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成28年4月1日から平成〇〇年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の売上（年額・税抜）に歩率〇〇%を乗じて、消費税及び地方消費税相当額を加算した額と最低保証額〇〇〇円（年額・税込）のいずれか高い額を交通局へ納付することとする。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

3 前2項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

（電気使用料）

第8条 貸付に係る電気使用料は、乙の負担とする。

2 乙は、貸付に係る電気使用料を甲に納付する。その額は、使用実績に甲が認定する電気料金単価を乗じて得た額とする。なお、これには当該年度の消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

3 乙は、前項に定める電気使用料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

(道路占用料)

第9条 乙は、横浜市道路占用料条例（昭和32年3月30日条例第9号。以下「条例」という。）に定めるところにより、本契約の締結時においては月額1平方メートルあたり**単価1,100円に、以下により算出した自販機の占用面積〇〇平方メートルを乗じて得た額、月額金〇〇〇〇〇円を道路占用料相当額として甲に納付する。

占用場所（駅）	（自販機）設置台数	占用面積 （1㎡未満端数切上げ）
〇〇駅	〇台	〇㎡

2 前項の道路占用料相当額は、条例改正が行われた場合には、これを適用する。

3 乙は、第1項の道路占用料相当額を年1回、当該年度分を4月末日までに甲が発行する納入通知書により納付する。ただし、年度の途中において、道路占用事項の変更により道路占用料相当額が増加するときは、速やかに当該相当額を納付するものとする。

3 前項において、既納の道路占用料は還付しない。ただし、道路管理者の都合により占用の許可が取り消された場合は、この限りでない。

4 第4項において、道路占用許可開始日及び終了日が月の途中である場合においても、日割計算は行わないものとする。

(公租公課)

第10条 貸付に係る公租公課は乙が負担する。

(飲料自動販売機の機能)

第11条 乙は、災害対応機能を備えた自販機を設置し、災害時に自販機内の商品が無償で提供することとする。無償提供に必要な鍵は、横浜駅の駅事務室にて甲が管理し、災害時の切り替えなどの取り扱いは別途締結する協定書に従うものとする。

(物件の引渡し)

第12条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

(かし担保)

第13条 乙は、この契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他のかくれたかしがあることを発見しても、既往の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(貸付物件の一部滅失)

第14条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は

、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 乙は、甲の承認を得ないで貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしてはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第17条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第18条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

- (1) 貸付料の納付がないとき。
- (2) 第15条、第16条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。
- (3) その他甲が必要と認めるとき。

(違約金)

第19条 乙は、第4条の定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第15条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
貸付料の40か月相当額
- (2) 第3条、第15条第1項又は第16条に定める義務に違反した場合
貸付料の120か月相当額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第20条 甲は、次に掲げる場合において、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
- (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
- (3) 交通局の鉄道事業の都合により必要となったとき
- (4) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

(5) 甲は、第15条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分の契約を解除することができる。

2 乙は、自己の都合により契約を解除するときは、甲に対して3か月前までに文書をもってその旨を申し入れるものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状又は甲の指示する状態に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償等)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第4条に定める一時貸付期間が満了したとき又は第20条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第20条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

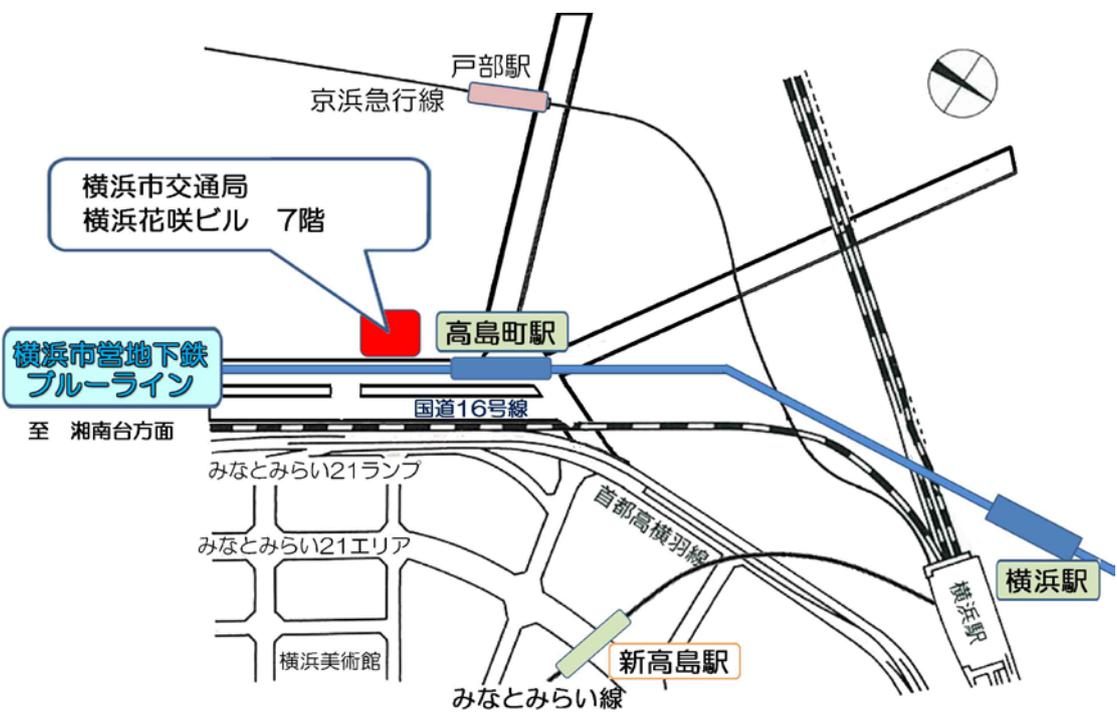
第26条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市西区花咲町6丁目145番地
横浜市
代表者
横浜市交通事業管理者 加賀 生 雄

借受人(乙) ○○○○
○○
○○ ○○

<p>担当 部署名</p>	<p>横浜市交通局 営業推進本部 事業開発課 資産活用担当</p>
<p>所在地</p>	<p>〒220-0022 横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル7階 【お願い】 7階フロア入口の内線電話で「4063」を押して「資産活用担当」に連絡ください。</p>
<p>連絡先 (電話)</p>	<p>045-326-3837 (土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)</p>
<p>交通 アクセス</p>	<p>・横浜市営地下鉄「高島町駅」下車徒歩5分 ・横浜市営バス101系統又は106系統で「高島町」バス停下車徒歩1分 【案内図】</p>  <p>The map illustrates the office's location in the center of Yokohama. A red square marks the office at the 7th floor of the Yokohama Flower Building. Major transportation routes are shown: the Keihin Line (京浜急行線) with Ube Station (戸部駅) to the north; the Sagami Line (相模線) with Niigahama Station (新高島駅) to the south; and the Blue Line (横浜市営地下鉄ブルーライン) with Takashimachō Station (高島町駅) directly adjacent to the office. Other features include National Route 16 (国道16号線), the Sagami Bay Line (首都高横羽線), and the 21st Area (みなとみらい21エリア) with the Yokohama Museum of Art (横浜美術館) to the west. A compass rose is located in the upper right corner of the map.</p>